

高福 第2505号
令和2年9月14日

各高齢者施設・住まい } 管理者様
各介護保険事業所 }

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長
(公 印 省 略)

「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止
面会ガイドライン」について（通知）

高齢者施設等におかれましては、感染拡大防止対策を徹底の上、サービス提供を継続いただいております。大変感謝申し上げます。

このたび、「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止面会ガイドライン」を作成しましたのでお知らせします。

本県では、これまで「社会福祉施設等における感染拡大防止対策」等において、高齢者施設等に対し、看取りなど緊急やむを得ない場合を除いた面会の制限や、面会の制限下におけるオンライン面会やガラス越しの面会などの工夫をお願いしてまいりました。

感染拡大防止の観点から、多数の高齢者が生活する施設における面会の制限は必要ですが、一方で、長期間にわたる面会制限は利用者や家族に心理的な負担を与えるものであり、利用者のADLやQOLに悪影響を及ぼすおそれがあります。

高齢者施設等におかれましては、当該ガイドラインを活用し、感染拡大防止に努めるとともに、利用者と家族との交流の機会を確保していただくようお願いいたします。

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリ

→ 11.安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

問合せ先

福祉施設グループ 栗田・草野

電話 (045)210-1111 内線 4852